

労働保険番号の 概要・見方・取得方法 要点簡単まとめ図解

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

労働保険番号 要点簡単まとめ

1 基本情報

労働保険番号は、労働保険（労災保険＋雇用保険）に加入した事業所に割り振られる14桁の識別番号です。

都道府県		所掌	管轄		基幹番号						枝番号			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	—	2	3	4
①		②	③		④						⑤			

- ① 最初の2桁：都道府県
- ② 次の1桁：所掌
- ③ 次の2桁：管轄
- ④ 次の6桁：基幹番号
- ⑤ 次の3桁：枝番号

2 付与対象

労働者を1人でも雇う全事業所が対象です。労働保険番号は事業場単位で付与され、個々の労働者には割り振られません。

3 用途

労災給付の請求書や労働保険料の申告書等に番号を記載する必要で、年度更新や加入・変更時等の手続でも事業所識別に利用されます。

労働者を1人でも雇う
全事業所が付与対象



4 新規で番号を取得する方法

一元適用事業（労災保険と雇用保険を一本として扱う事業）の場合

- i. 労働者を雇用し、保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内に、所轄の労働基準監督署に「労働保険保険関係成立届」を提出

二元適用事業（建設業など労災保険と雇用保険を別個に扱う事業）の場合

- i. 保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内に、所轄の労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出
- ii. 保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内に、公共職業安定所に「雇用保険に係る保険関係成立届」を提出

5 更新・変更手続き

一元適用事業の場合

- i. 移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ労働保険名称・所在地等変更届を提出
- ii. 移転後の所在地を管轄する公共職業安定所へ、労働保険名称・所在地等変更届の事業主控を添付して雇用保険事業主事業所各種変更届を提出

二元適用事業の場合

- i. 移転後の所在地を管轄する公共職業安定所へ労働保険名称・所在地等変更届と雇用保険事業主事業所各種変更届を提出